

令和8年度～10年度三重県立総合医療センター複写機等賃貸借契約共通仕様書

1 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(36ヶ月)

2 データの消去

ハードディスク内のデータ消去については搬出時に必ず完了することとし、その費用は業者負担とします。

3 賃貸借機器について

機能等は仕様 A～C のとおりとします。
新品に限ります。

4 複写機等の使用料金等について

複写機等は常に正常な状態で稼動できうるものであること。

メーターカウント方式(単位:枚)として、用紙・ステイプル針を除く全ての消耗品を使用料に含みます。

メーターカウンターの読み取りは設置場所職員によらず業者が行うか、自動検針によることとします。ただし、自動検針にかかる機器取り付け、通話料、設置費は業者が負担するものとします。

また、通常利用時における複写機等の紙づまり、業者によるテスト印刷は、メーターカウンターから差し引くものとします。

毎月末において使用実績枚数または最低保証枚数のいずれか多い枚数に、使用1枚あたりの単価を乗じた金額に円未満の端数が生じた場合は、円未満は切り捨てるものとします。最低保証枚数については平均に基づき協議の上決定します。

5 保守の内容

保守内容については、機器が常に正常な状態で稼動できるように、原則として月1回以上保守点検を行うとともに、必要な部品や消耗品(紙・ステイプル針を除く)を適時供給し、前述に係るすべての費用(出張料含む)を業者負担とします。通常使用における故障についても上記のとおり取り扱うものとします。

6 技術者の派遣

故障時における派遣技術者(自社メンテナンス又は関連系列会社を含む)の修理着手までの所要時間が受信後60分以内であること。

修理は、設置場所の事務に支障をきたさないよう速やかに復旧するとともに、派遣技術者が復旧に長時間を要すると判断した時、および故障等が多発し(1週間2、3回以上)、設置場所の業務に支障をきたすときは、担当職員と協議の上代替機を設置するものとします。なお、それに関わる経費は業者負担とします。

7 保険

複写機等にかかる動産総合保険は業者負担とします。

8 搬入搬出

搬入搬出の日時等については設置場所の担当職員の指示によるものとします。

また、搬入搬出、設置調整等に要する一切の経費等は業者負担とします。

9 使用方法の説明

複写機等について、職員に必要な操作説明を速やかに無償で実施すること。

10 落札者の決定

入札価格については、1枚当たり単価(円未満少数第三位まで)を設定し、その単価に1か月使用予定枚数及び契約月数(仕様 A～C 参照)を乗じた金額(税抜、円未満切り捨て)を記載すること。

上記入札価格が、予定価格の範囲内にあり、かつ最も安価な者を落札者とします。